

座間市自殺対策計画（第2期）

気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～

座間市地域福祉課

令和6年3月

はじめに

我が国では、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、個人の問題と認識されがちであった自殺は、広く社会の問題と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかし、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として、G7諸国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いています。

自殺の多くは追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因が関係していることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こりうるものであるため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育など関係機関と有機的な連携が図られ、生きることの包括的な支援として実施されなければなりません。

これらの課題を解決するため、本市では生活課題解決のためのネットワーク形成や具体的な対応策を検討する委員会の立ち上げを考えています。

行政の最大の責務は住民の生命、身体、財産を守ることであり、自殺対策はまさに地域住民の生きることを支える取組そのものです。

本市では、「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」をテーマとして、平成31年3月に自殺対策計画（第1期）を策定しました。第2期となる本計画では、全国的に実施されることが望ましいとされている基本施策、地域において優先的に取組むべき対象者への支援を重点施策としました。

引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、庁内はもちろん、市民の皆様とともに自殺対策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、座間市地域保健福祉サービス推進委員会の皆様をはじめ、御意見や御協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

座間市長 佐藤 弥斗

目次

第1章 座間市自殺対策計画のテーマ	- 1 -
第2章 計画策定にあたって	- 2 -
1. 計画策定の趣旨	- 2 -
2. 計画の位置づけ	- 2 -
3. 計画の期間	- 3 -
4. 持続可能な開発目標への対応	- 3 -
第3章 本市の自殺の現状	- 4 -
1. 自殺者数と自殺死亡率	- 4 -
2. 性別にみる状況	- 5 -
3. 年代別に見る状況	- 6 -
4. 同居人の有無でみる状況	- 8 -
5. 職業別にみる状況	- 9 -
6. 原因・動機別にみる状況	- 10 -
7. 本市の自殺の概要	- 11 -
8. 本市における優先的に対策を行うべき対象群	- 12 -
9. これまでの取組と評価	- 13 -
第4章 本市の目標	- 14 -
○本市の目標	- 14 -
○目標の根拠	- 14 -
第5章 本市の施策	- 15 -
○施策の体系	- 15 -
I. 基本施策	- 16 -
1. 地域におけるネットワークの強化	- 16 -
2. 自殺対策を支える人材の育成	- 16 -
3. 住民への啓発と周知	- 17 -
4. 生きることの阻害・促進要因への支援	- 17 -
(1) 自殺リスクの高い人への支援の強化	- 17 -
(2) 自殺未遂者への支援	- 17 -
(3) 遺された人への支援	- 18 -
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	- 18 -
II. 重点施策	- 19 -
1. 子ども・若者への支援	- 19 -
2. 高齢者への支援	- 19 -
3. 生活困窮者、勤務・経営に関する悩みへの支援	- 20 -
III. 生きる支援に関連する施策	- 21 -
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	- 21 -
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	- 24 -
基本施策3 住民への啓発と周知	- 25 -

基本施策4 生きることの阻害・促進要因への支援	- 26 -
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	- 40 -
第6章 計画策定の経過	- 41 -
1. パブリックコメント（意見公募）の実施	- 41 -
2. 会議の開催結果	- 41 -
参考資料	- 43 -
1. 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）	- 43 -
2. 自殺総合対策大綱（概要）	- 48 -
3. いのち支える自殺対策推進センターについて	- 50 -
4. 特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクとの協定について.....	- 50 -
5. 自殺に傾いている人の特徴とは？	- 51 -

第1章 座間市自殺対策計画のテーマ

気づく “つなぐ” 築く ～いのちに寄り添う地域社会へ～

かつて自殺は個人の問題と解されていましたが、現在は社会の問題だと言われています。過労、育児や介護疲れ、生活困窮、家族との不和、いじめ、孤立…様々な社会的要因が複雑に絡み合う中で、自殺を選択せざるをえなかった追い込まれた末の死であると言われています。

しかし、彼らはどこかでSOSを出しています。たとえ声を上げなくても、助けを求めているのです。

そのSOSに周りの人たちが気づく

辛い気持ちに寄り添い、孤立することのないよう彼らとつながる

自分たちで解決できないことは、知っている人につなぐ

そうやって周りの人たちが協力し、自殺に追い込まれないような社会を築く

本市はそのようないのちに寄り添う地域社会の構築を目指します。

気づく

悩みを抱える人のSOSに気づく



つなぐ



築く

自殺に追い込まれないような社会を築く

つながる

本人の辛い気持ちに寄り添い、孤立することのないようつながる

つなぐ

自分たちで解決できないことは、悩みに応じてそれぞれの関係機関へとつなぐ

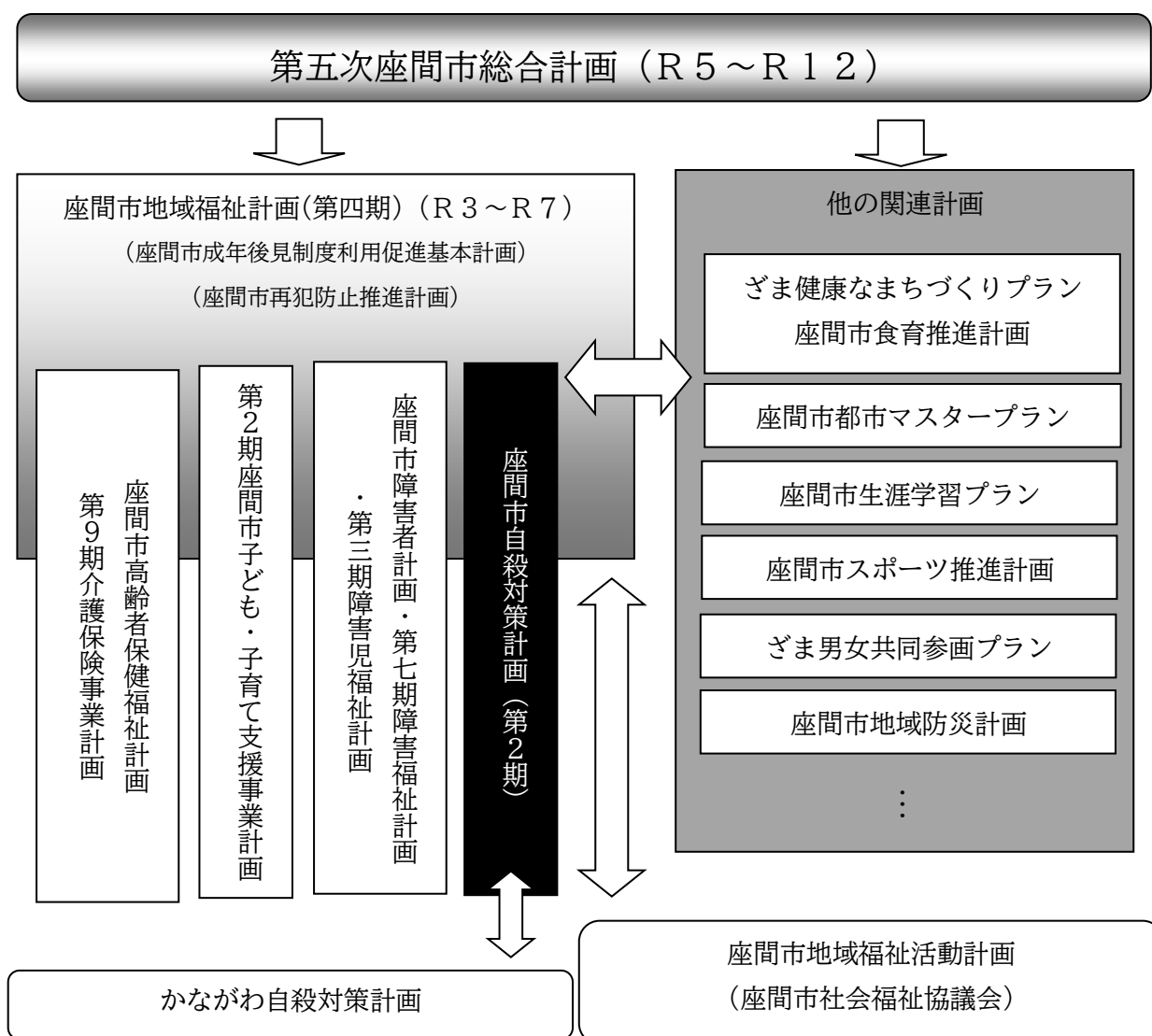
第2章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成28年に改正された自殺対策基本法において、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、本市においても平成31年度から令和5年度までの5か年計画とした、自殺対策計画（第1期）を策定いたしました。令和4年10月に見直された国の自殺総合対策大綱との整合性を図りながら、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の構築を目指し、この度、座間市自殺対策計画（第2期）を策定しました。庁内各課の事業・施策を生きることの包括的な支援として推進し座間市自殺対策計画のテーマ「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」の実現を引き続き、目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画に相当するものです。座間市総合計画のもと、福祉の分野における部門別計画として策定されている座間市地域福祉計画の個別計画として位置づけられます。



3. 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5か年の計画とします。

また、上位計画である座間市地域福祉計画の改定の際には、必要に応じて中間見直しを行います。

4. 持続可能な開発目標への対応

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発のために達成すべき目標) は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、17のゴールとそれぞれの下に、より具体的な169のターゲットがあります。

全ての関係者の役割を重視し、地球上の誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して、地域における経済・社会・環境など、自殺対策を含めた広範な課題に取り組めます。



第3章 本市の自殺の現状

1. 自殺者数と自殺死亡率

○自殺者数と自殺死亡率

	平成30年	平成31・ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
座間市	16人	19人	25人	16人	24人
	12.3 (-)	14.5 (+2.2)	19.0 (+4.5)	12.1 (-6.9)	18.2 (+6.1)
全国	20,668人	19,974人	20,907人	20,820人	21,723人
	16.2 (-)	15.7 (-0.5)	16.4 (+0.7)	16.4 (±0)	17.3 (+0.9)

()内は前年の自殺死亡率との増減

厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」(自殺者数は自殺日・居住地統計)、座間市町丁字別年齢別人口統計表、総務省統計局 人口推計をもとに作成

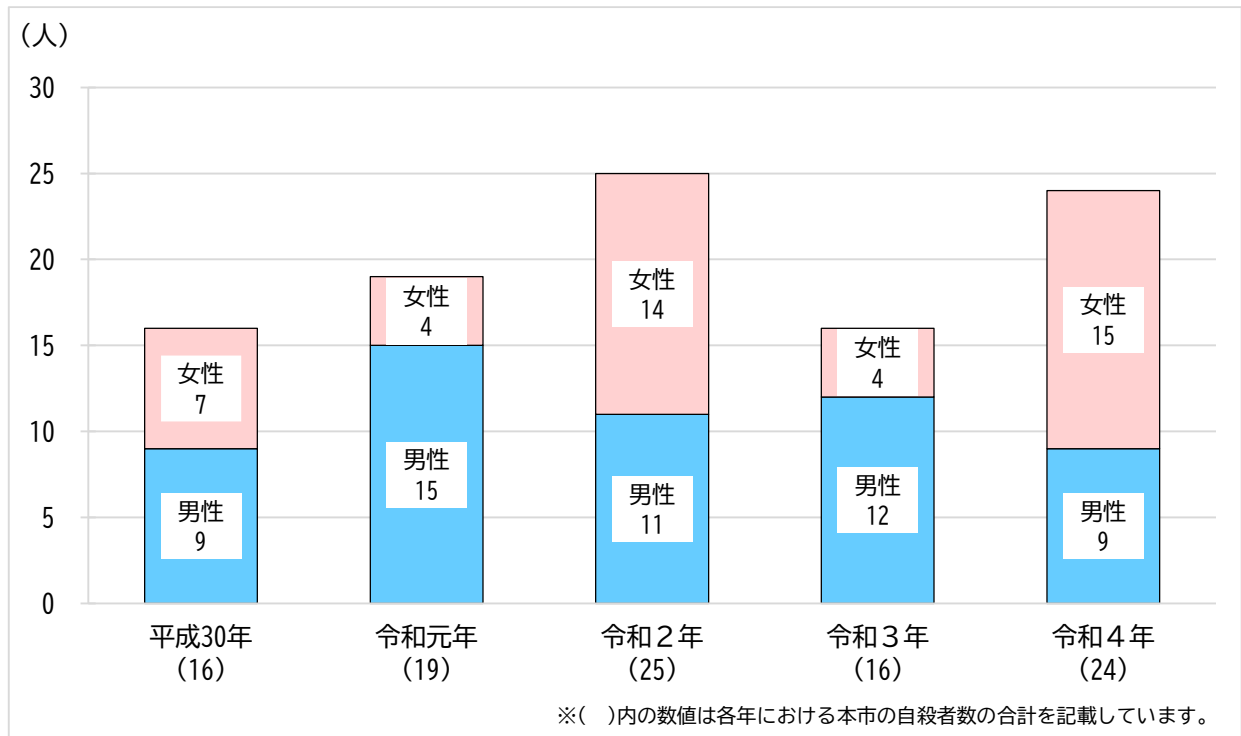
※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数を表したものです。

全国の自殺死亡率は、令和4年に17.3となっており、過去5年間で最も多い割合となっています。

本市の自殺死亡率においては、令和2年まで増加していますが、令和3年には令和2年から6.9減少しています。しかし、令和4年には再び増加に転じ、令和3年から6.1増加し、18.2となっています。

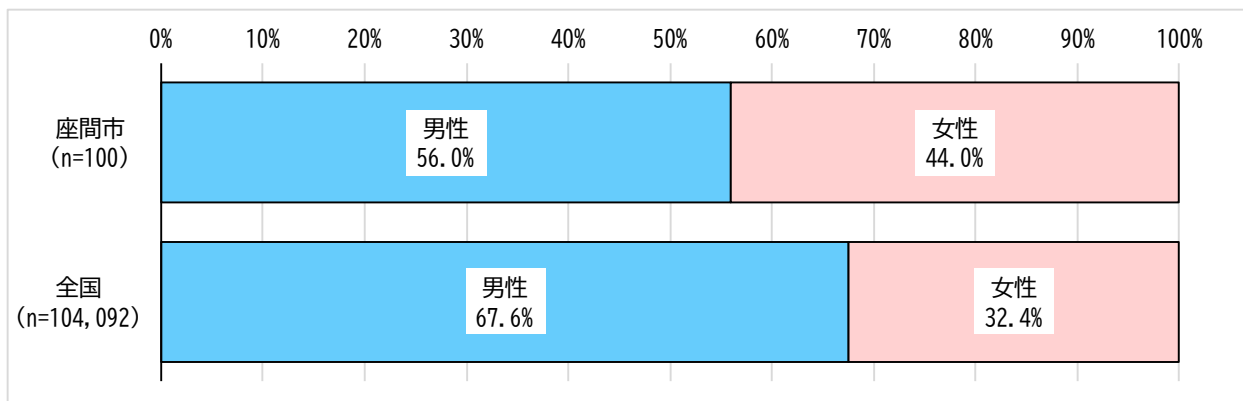
2. 性別にみる状況

○男女別自殺者数（座間市）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

○男女別自殺者割合（平成30年～令和4年の合計値）



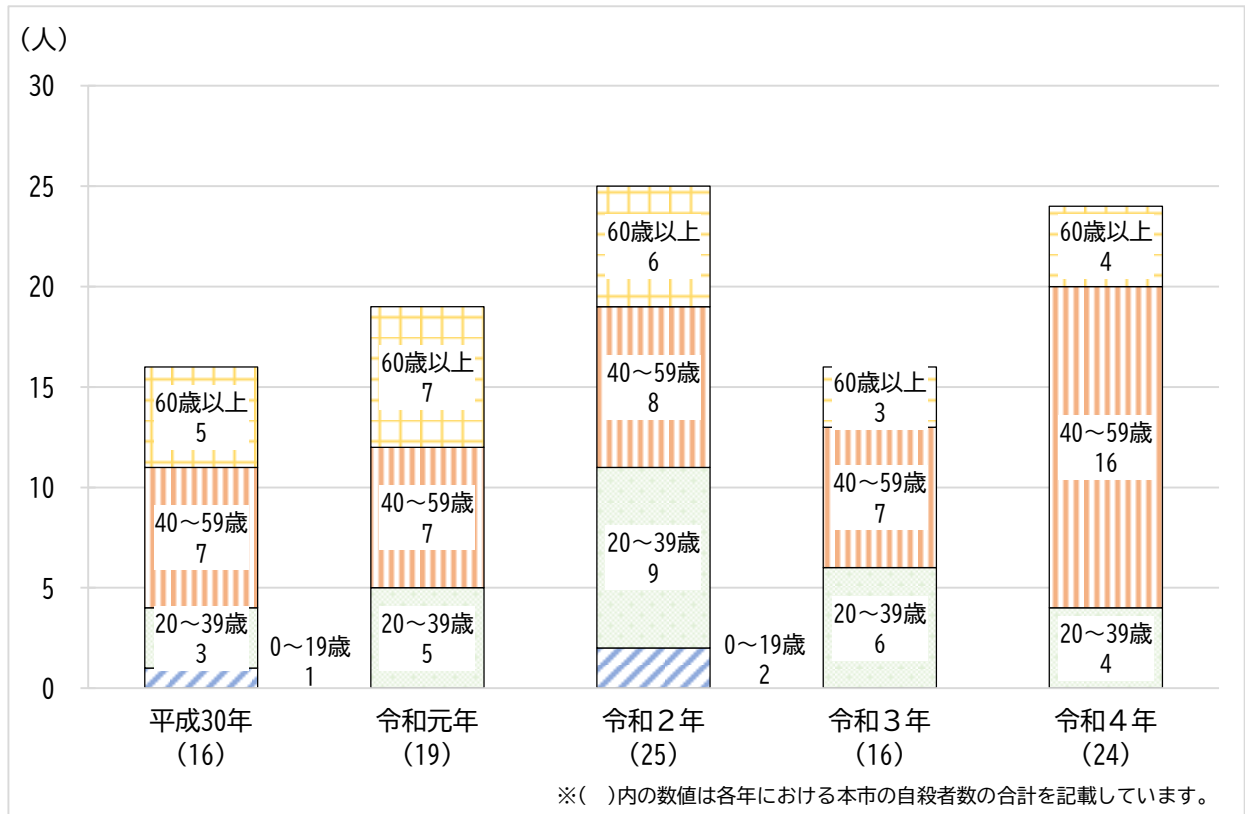
厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

「男女別自殺者数（座間市）」を見ると、令和2年、令和4年では、女性の自殺者数が、男性よりも多くなっています。

「男女別自殺者割合」を見ると、本市では男性が56.0%、女性が44.0%となっています。全国と比較すると、女性の割合が高くなっています。

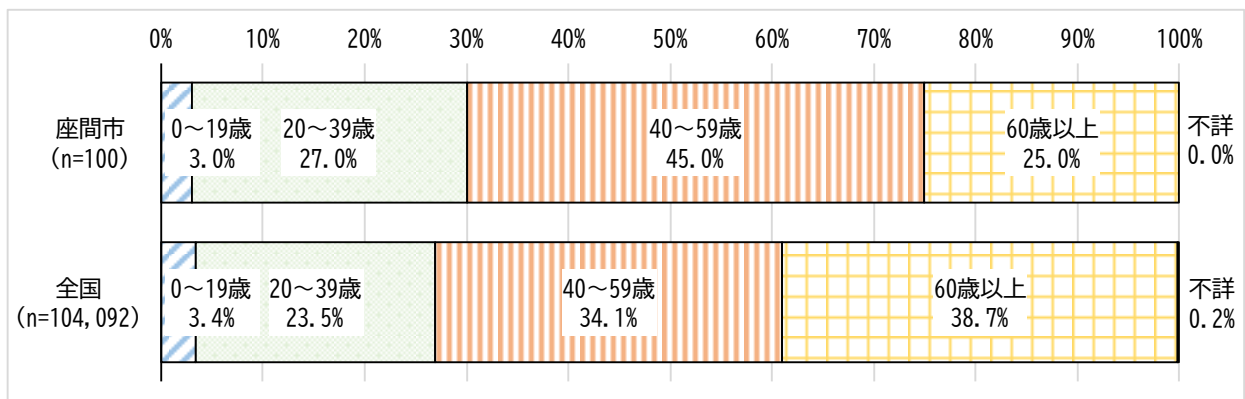
3. 年代別に見る状況

○年代別自殺者数（座間市）



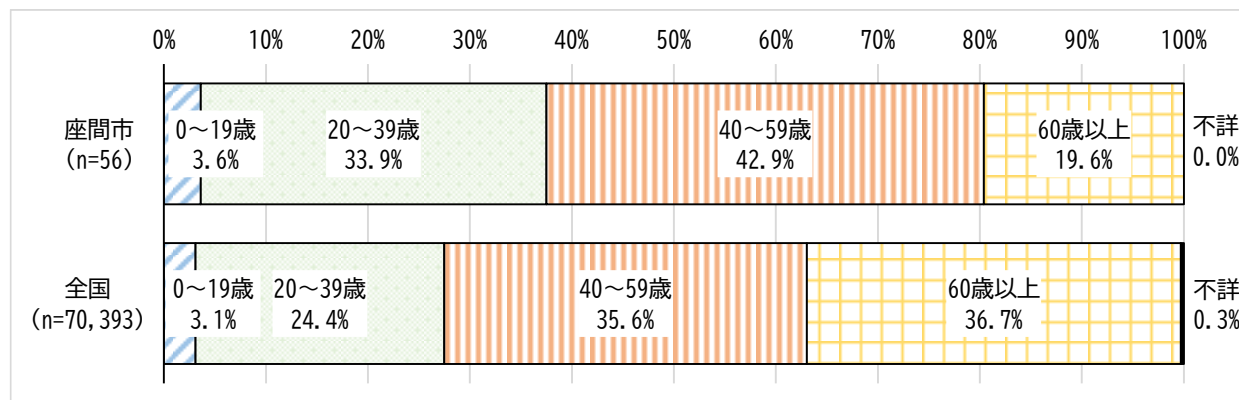
厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

○年代別自殺者割合（平成30年～令和4年の合計値）



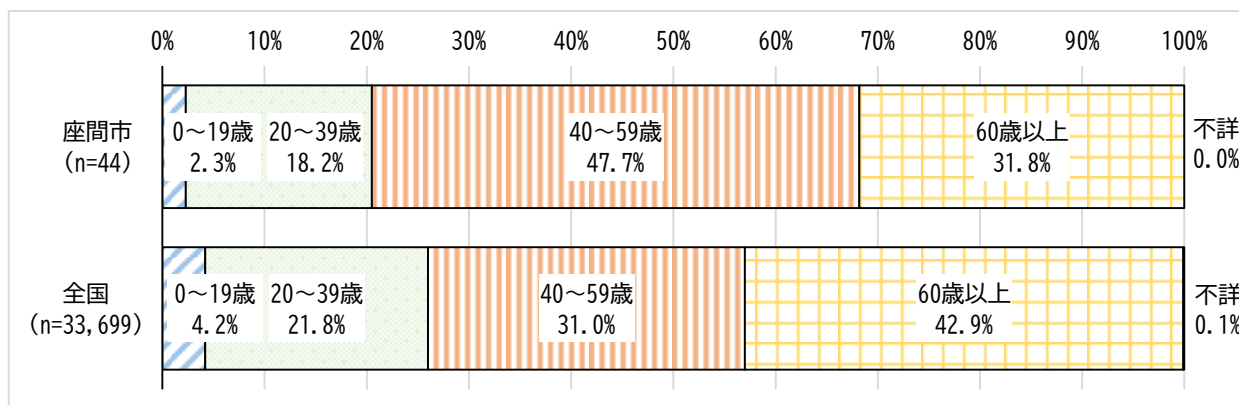
厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

○年代別の比較（男性）（平成30年～令和4年の合計値）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

○年代別の比較（女性）（平成30年～令和4年の合計値）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

「年代別自殺者数（座間市）」を見ると、令和4年では、40～59歳の自殺者数が16人と特に多くなっています。

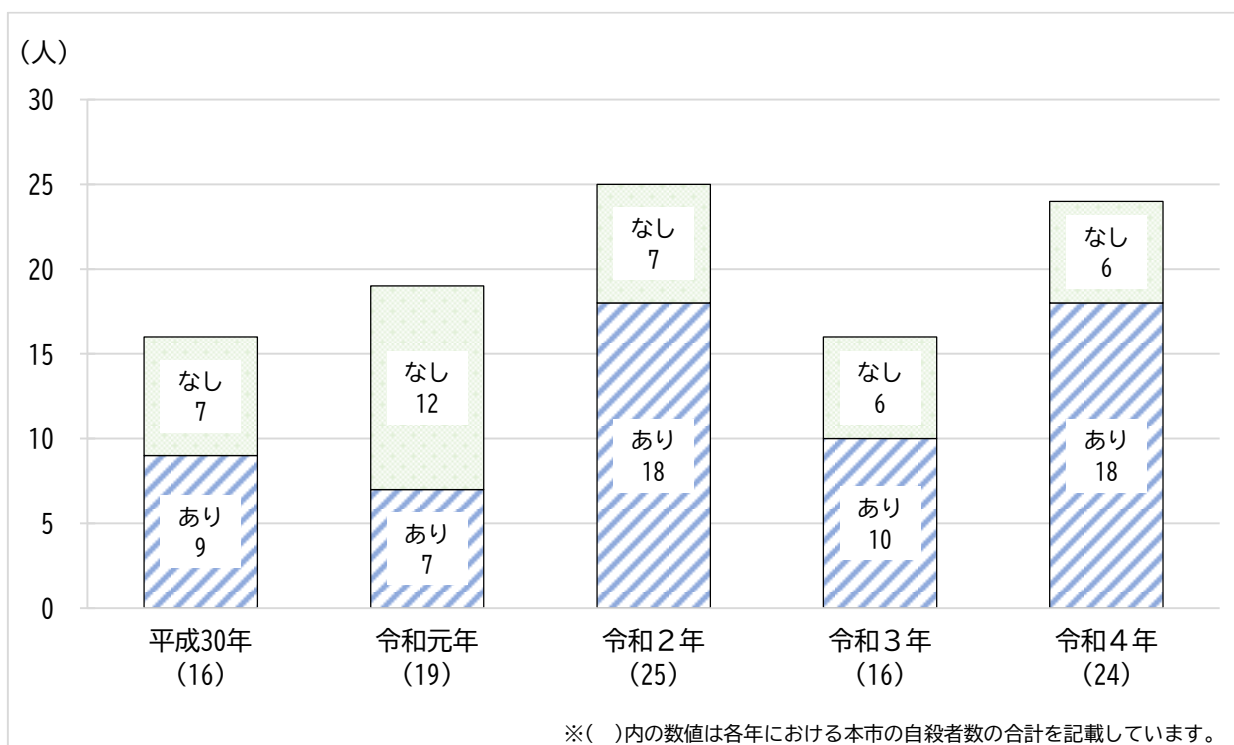
「年代別自殺者割合」を見ると、本市では0～19歳が3.0%、20～39歳が27.0%、40～59歳が45.0%、60歳以上が25.0%となっています。

男女別でみると、本市の男性は、若年層から中年層付近の自殺者数が多く、特に20～39歳では全国と比較すると、約1割高くなっています。

本市の女性では、40～59歳が最も多く、次いで60歳以上、20～39歳が続いており、全国と比較すると、40～59歳が上回っていますが、それ以外の年齢層では、下回っています。

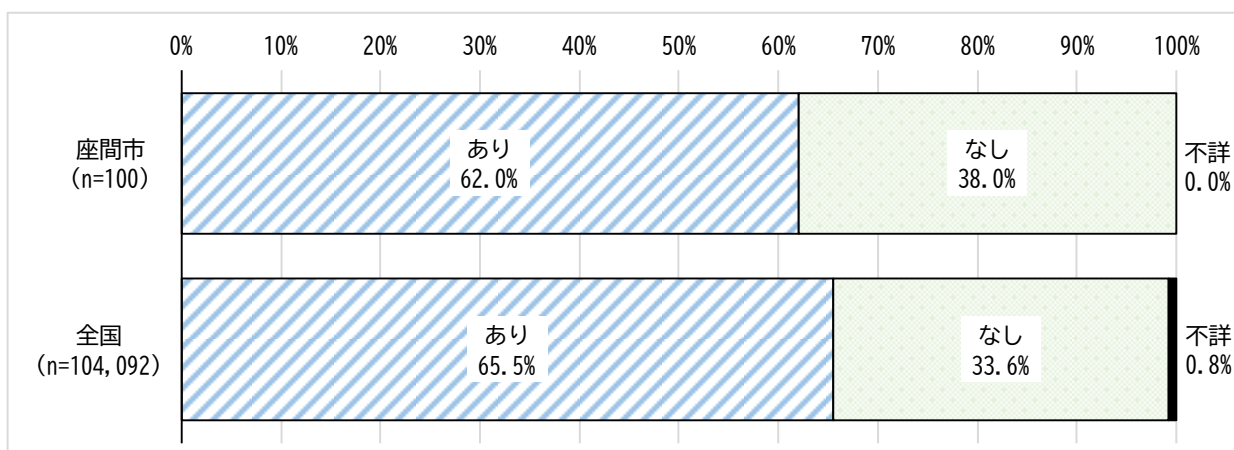
4. 同居人の有無でみる状況

○同居人の有無別自殺者数（座間市）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

○同居人の有無別自殺者割合（平成30年～令和4年の合計値）



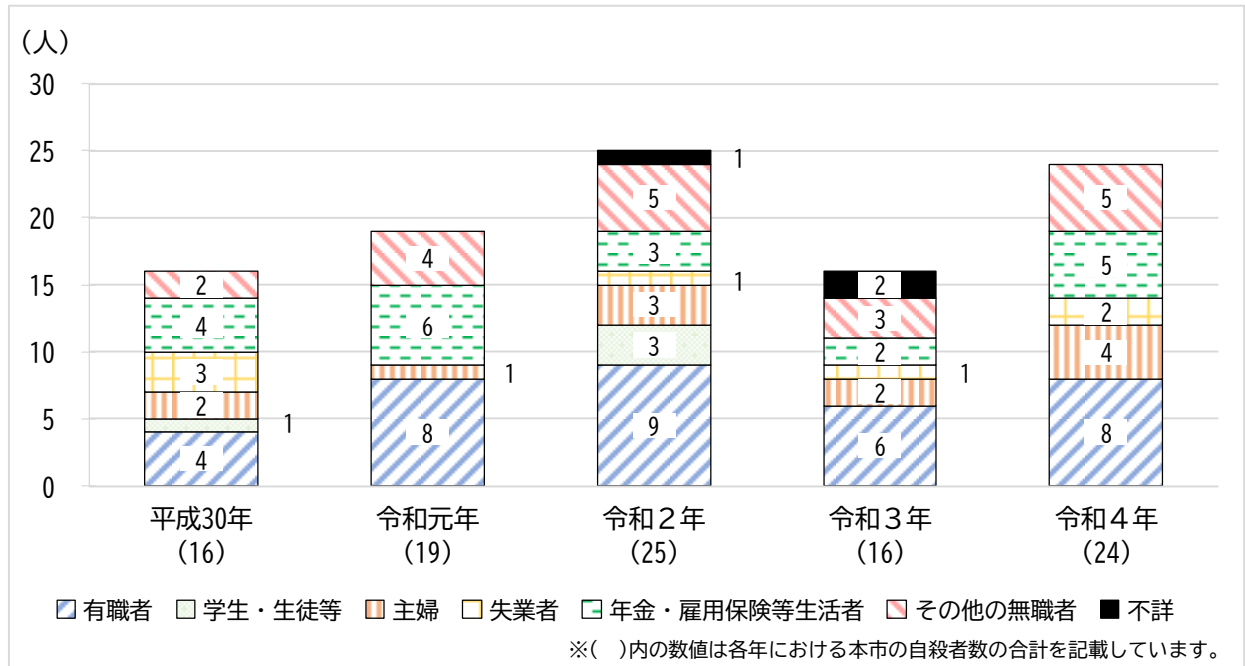
厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

「同居人の有無別自殺者数（座間市）」を見ると、令和元年を除き、同居人ありの自殺者数が同居人なしよりも多くなっています。

「同居人の有無別自殺者割合」を見ると、本市では同居人ありが62.0%、同居人なしが38.0%となっています。全国と比較すると、同居人ありの割合が低く、同居人なしの割合が高くなっています。

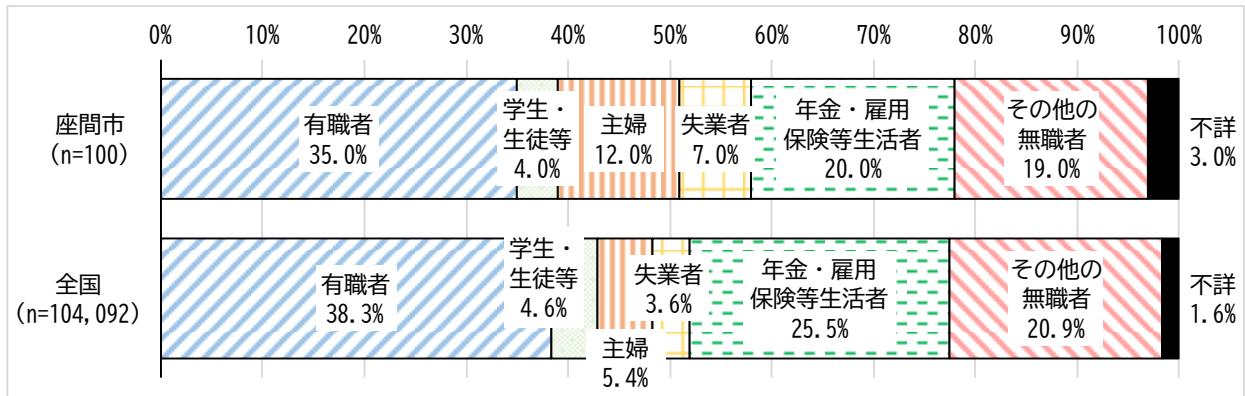
5. 職業別にみる状況

○職業別自殺者数（座間市）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

○職業別自殺者割合（平成30年～令和4年の合計値）



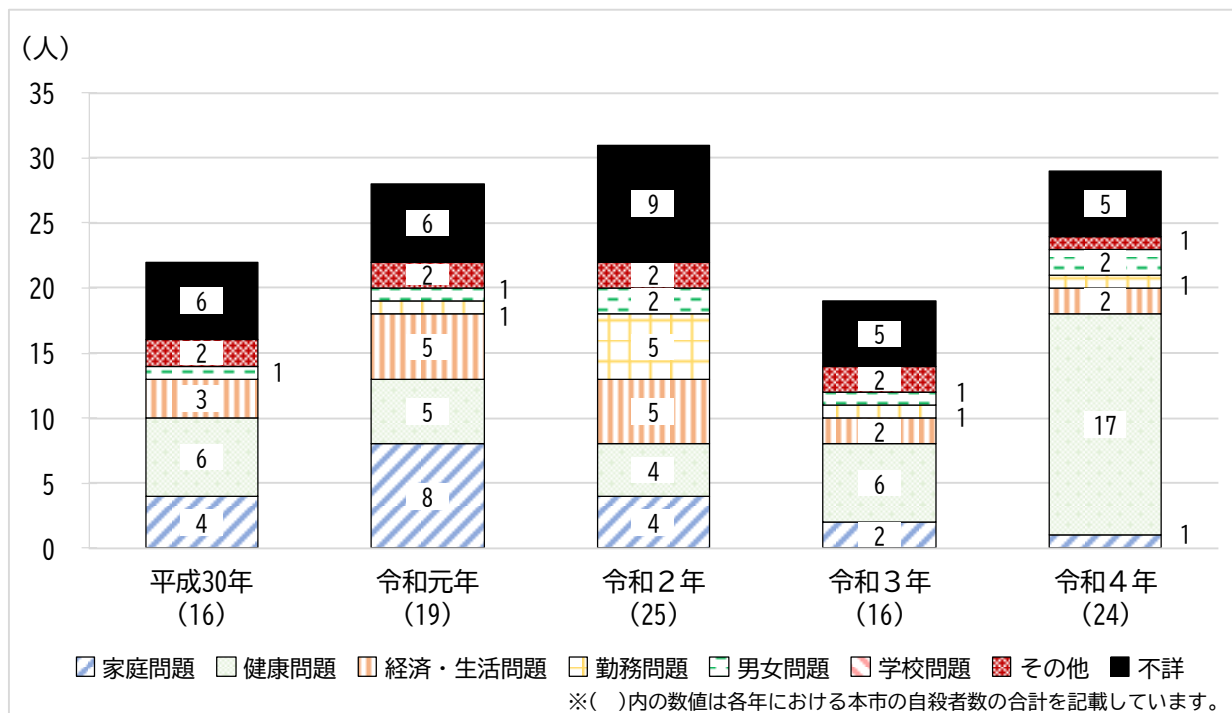
厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

「職業別自殺者数（座間市）」を見ると、令和4年では、有職者が最も多く、次いで年金・雇用保険等生活者、その他の無職者が続いています。

「職業別自殺者割合」を見ると、本市では有職者が35.0%、年金・雇用保険等生活者が20.0%と続いています。全国と比較すると、主婦、失業者の割合が高く、年金・雇用保険等生活者、有職者等の割合が低くなっています。

6. 原因・動機別にみる状況

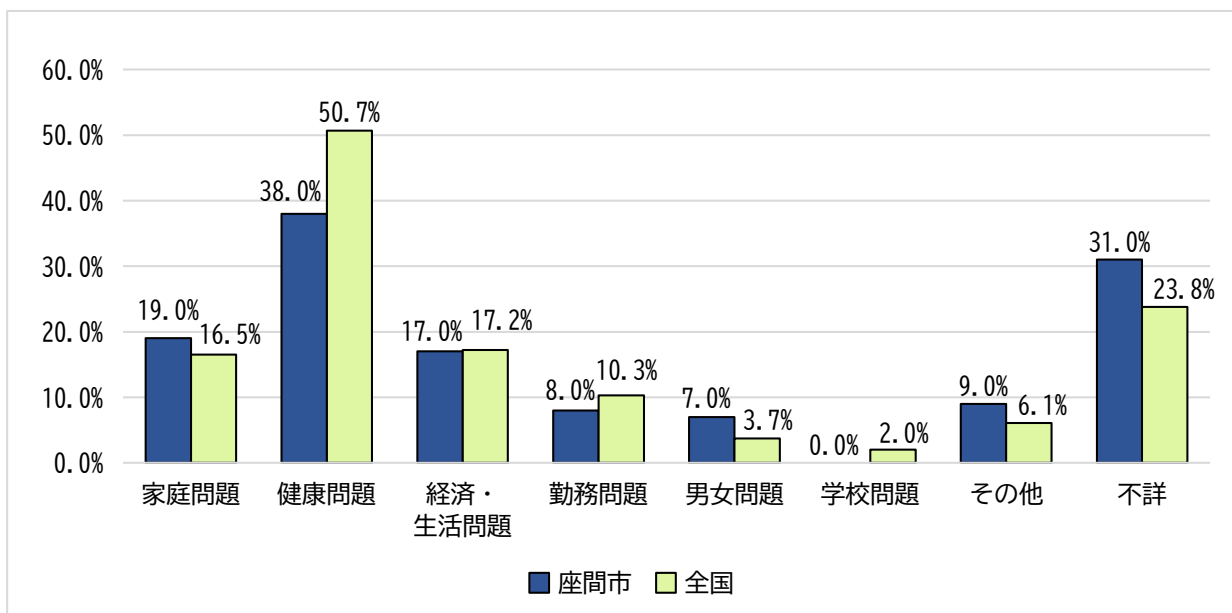
○原因・動機別自殺者数（座間市）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

※自殺の原因・動機は、複数の要因が重なる場合があるため、原因・動機の和は自殺者数と一致しない場合があります。

○原因・動機別自殺者割合（平成30年～令和4年の合計値）



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

「原因・動機別自殺者数（座間市）」を見ると、令和4年では、健康問題が特に多く、次いで経済・生活問題、男女問題が続いています。

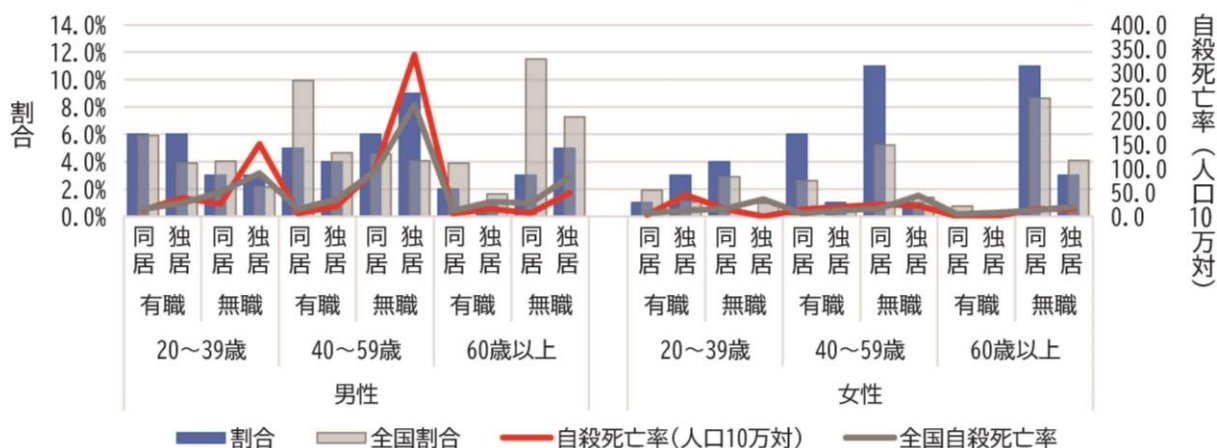
「原因・動機別自殺者割合」を見ると、本市では家庭問題、男女問題が全国よりも高くなっており、その他の原因・動機別では、おおむね全国を下回っています。

7. 本市の自殺の概要

下記のデータはあらためて性別、年代別、職業の有無、同居人の有無で自殺者の割合や自殺死亡率について再集計したものです。

自殺死亡率が突出して高くなっているのは男性の40～59歳の無職・独居ですが、全国自殺死亡率と比較すると、男性の20～39歳の無職・独居が大きく全国自殺死亡率を上回って高くなっています。

○本市の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較（グラフ）



警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計（平成30年～令和4年の合計値）

○本市の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較（表）

性別	年齢階級	職業	同居	独居	自殺者数	割合	座間市 自殺死亡率	推定 人口	全国 割合	全国自殺 死亡率
男性	20～39歳	有職者	同居		6	6.0%	13.7	8,785.8	5.9%	15.7
			独居		6	6.0%	38.3	3,134.2	3.9%	27.9
		無職者	同居		3	3.0%	26.8	2,236.2	4.0%	50.9
			独居		3	3.0%	151.2	396.8	2.2%	90.0
	40～59歳	有職者	同居		5	5.0%	6.7	14,945.6	10.0%	15.9
			独居		4	4.0%	21.3	3,748.9	4.7%	36.1
		無職者	同居		6	6.0%	99.1	1,211.4	4.6%	95.6
			独居		9	9.0%	337.0	534.1	4.1%	233.6
	60歳以上	有職者	同居		2	2.0%	6.2	6,427.9	3.9%	12.0
			独居		1	1.0%	15.7	1,273.4	1.7%	30.3
		無職者	同居		3	3.0%	7.0	8,614.1	11.5%	28.1
			独居		5	5.0%	49.0	2,040.6	7.3%	83.1
女性	20～39歳	有職者	同居		1	1.0%	3.1	6,472.3	1.9%	6.3
			独居		3	3.0%	44.8	1,339.6	1.1%	12.7
		無職者	同居		4	4.0%	15.8	5,056.7	2.9%	15.8
			独居		0	0.0%	0.0	461.4	1.0%	35.9
	40～59歳	有職者	同居		6	6.0%	14.6	8,203.0	2.6%	6.3
			独居		1	1.0%	20.5	976.9	0.7%	13.0
		無職者	同居		11	11.0%	24.4	9,001.0	5.2%	16.5
			独居		1	1.0%	22.8	876.1	1.4%	43.6
	60歳以上	有職者	同居		0	0.0%	0.0	2,258.3	0.8%	5.5
			独居		0	0.0%	0.0	619.1	0.3%	7.7
		無職者	同居		11	11.0%	15.6	14,080.7	8.7%	12.6
			独居		3	3.0%	15.2	3,953.9	4.1%	20.2

警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計（平成30年～令和4年の合計値）

8. 本市における優先的に対策を行うべき対象群

これまでの分析より、本市が優先的に対策を行うべき対象群は、以下のようになります。

○地域の主な自殺者の特徴（自殺日・住居地）

上位5区分	自殺者数 5年計 (人)	割合	自殺 死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路の例
1位:女性40～59歳 無職同居	11	11.0%	24.4	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ状態→自殺
2位:女性60歳以上 無職同居	11	11.0%	15.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳 無職独居	9	9.0%	337.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性40～59歳 無職同居	6	6.0%	99.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳 有職独居	6	6.0%	38.3	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/ ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計（平成30年～令和4年の合計値）

○全国自殺死亡率を上回る座間市自殺死亡率の観点から（差引上位順）

上位5区分	(a)座間市 自殺死亡率	(b)全国 自殺 死亡率	差引 (a)-(b)	背景にある主な自殺の危機経路の例
1位:男性40～59歳 無職独居	337.0	233.6	103.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
2位:男性20～39歳 無職独居	151.2	90.0	61.2	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
3位:女性20～39歳 有職独居	44.8	12.7	32.1	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
4位:男性20～39歳 有職独居	38.3	27.9	10.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:女性40～59歳 有職同居	14.6	6.3	8.3	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺

警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計（平成30年～令和4年の合計値）

「地域の主な自殺者の特徴」を見ると、上位5区分のうち2区分は女性の無職同居、男性では40～59歳代の自殺者が多いことがわかります。

また、「全国自殺死亡率を上回る座間市自殺死亡率の観点から」を見ると、上位4区分まで独居が占めているほか、40～59歳の中年層の自殺死亡率が最も高く、次いで20～39歳の若年層の自殺死亡率が高いことがわかります。

これらの結果を踏まえ、本市では、全国的に実施することが望ましい項目を基本施策として、自殺者の特徴と背景にある主な自殺の危機経路を参考に子ども・若者、高齢者、生活困窮者（勤務・経営に関する悩み）への支援を重点施策として対応していきます。

9. これまでの取組と評価

本市では自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、自殺対策を総合的に推進してきました。第1期計画策定時に設定した基本施策と重点施策の内容と評価指標（達成状況）は次のとおりです。

<基本施策>

- ・ 関係機関との連携強化によるネットワークの強化や、適切な相談先へ早期に繋げることができる体制の整備
- ・ ゲートキーパーの育成研修を通じた、自殺対策を支える人材の育成
- ・ 自殺に追い込まれる状況に陥った人の心情などへの理解を深めるための、様々な啓発・周知活動
- ・ 生きることを阻害する要因を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係の構築など、生きることの促進要因を増やすための相談支援などの強化
- ・ 児童生徒の自殺を防ぐため、SOSを自ら出すことができるような教育とそのSOSに周りが気付くことができる体制の構築

<重点施策>

- ・ 出産、DV、育児不安など、ライフイベントに応じた女性への支援
- ・ SOSに気づき、必要な社会資源や相談先に繋げるなど、孤立に陥りやすい単身世帯への支援

<評価指標と達成状況>

評価指標	内容	達成状況
座間市自殺対策庁内連絡会	年1回以上開催	達成
座間市自殺対策連絡協議会	年1回以上開催	達成
ゲートキーパー研修	研修の内容について、理解できた参加者の割合が90%以上	達成※1
啓発チラシの作成・配布	各年度チラシの配布4,000部	達成
メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」	継続的に運用していく	達成

本市ではこれまで、令和5年の自殺死亡率を16.6以下にすることを目標に、自殺対策を推進してきました。年によって差はあるものの、公表されている最新のデータである令和4年の自殺死亡率※2は18.2であり、数値目標として掲げていた数字は達成することができませんでした。

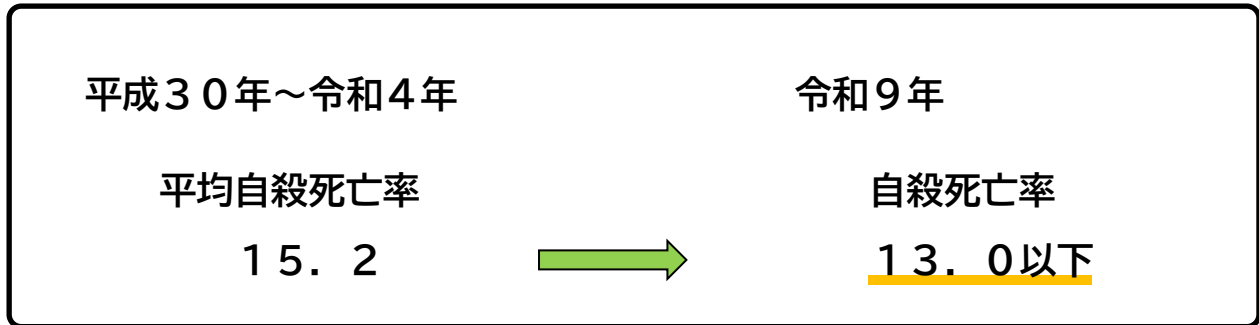
自殺者をゼロにすることが最終目標となるため、今後も様々な事業の実施や関係機関の支援を続けることで、生きる事への包括的な支援へつなげ、各事業、取組についても見直しや評価を続けていく必要があります。

※1 ざま生涯学習宅配便での研修はアンケート未実施のため庁内職員向けの研修を対象としています。

※2 令和5年の自殺死亡率（確定値）を確認することが困難であるため、公表されている最新のデータ（令和4年）を使用しています。

第4章 本市の目標

○本市の目標



※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数

※平均自殺死亡率及び自殺死亡率は、自殺統計を使用

○目標の根拠

国は、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡者を平成27年と比べて、30%以上減少させることを目標として定め、対策を講じてきました。この数字は、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱においても目標となっています。

国の指針を踏まえ、本市の目標は国の目標数値と同様に令和9年までに、自殺死亡率「13.0以下」を目指すこととします。

【国の数値目標】

先進諸国の現在の水準まで減少させることをめざし、令和8年までに、平成27年の自殺死亡率18.5（平成27年人口動態統計数値）を30%以上減少させ、13.0以下とする。

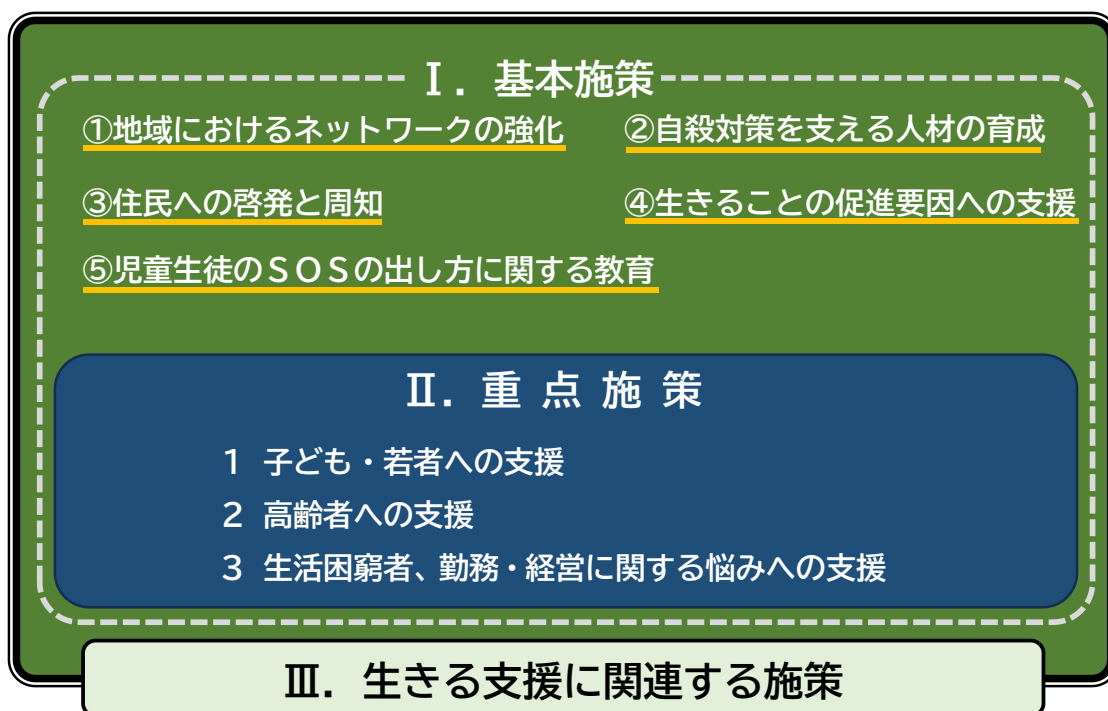
第5章 本市の施策

○施策の体系

本市では取組む自殺対策を大きく3つの施策群に分類します。

全ての市町村が共通して取組むべきとされている基本施策と、本市における自殺の現状を踏まえた重点施策、さらに本市ですでに行われている様々な事業を自殺対策と連携して推進するためにまとめた、生きる支援に関連する施策です。

このように施策の体系を定め、それぞれの施策を連動させ「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」の実現を総合的に推進します。



I. 基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

自殺された方の多くが、仕事や収入、多重債務、住居、介護や育児、心身の病気、事故や災害など様々な状況や社会問題に直面し追い込まれていたにも関わらず、適切な支援を受けていなかったことがわかっています。誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、国、県、市、関係団体、市民等が連携・協働し自殺の原因となる様々な問題の解決に取組、全ての人にとって安心して暮らせるまちにすることが大切です。

本市では市内各課の連携を図り包括的な支援の充実を目指します。また、民生委員児童委員や自治会等との連携を深めながら、地域課題の共有化を図り、相互に協働の仕組みを構築することを推進します。

その他にも、今後一層のネットワーク強化を図るため、精神科医療機関を含めた関係機関・関係団体等のネットワークの構築や、地域に展開しているネットワーク等を活用し、必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを促進します。

2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える地域社会の形成は重要であり、地域のネットワークを支える人材の育成が必要です。自殺の多くは、危険因子（失業・経済的な問題・心身の病気等）が複雑に絡みあい、そこにきっかけとなる出来事が加わって引き起こされます。また、自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも食欲の低下・不眠・飲酒量が増える等の何らかのサイン（以下「自殺の危険性を示すサイン」という。）を発していることが多いといわれています。悩みを抱えた人が孤立しないよう、自殺の危険性を示すサインに早期に気づくことができ、必要な支援や相談につながることでできる人材の育成が大切となります。市職員はもとより、地域ネットワークの担い手・支え手となる地域の関係団体等や市民がゲートキーパーとしての知識を身につけ、身の回りの人の変化やサインに気づき、適切な対応をとることができるように、ゲートキーパー研修を通して自殺対策を支える人材を育成します。

■ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

<ゲートキーパーの役割>

- 気づき：家族や仲間、身近な人などの変化に気づいて、声をかける
- 傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つなぎ：早めに専門家に相談するように促す
- 見守り：暖かく寄り添いながら、じっくりと見守る

3. 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという状況は誰にでも起こりうることでありますが、その状況に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認知の普及が必要です。

自殺に追い込まれる状況に陥った場合は、誰かに助けを求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、本市では引き続き、自殺予防週間や自殺対策強化月間キャンペーンを実施し、積極的にゲートキーパー研修を行います。併せて、うつ病等の正しい理解に関して普及啓発を推進し、自分の周りにもいるかもしれない自殺の危険性を示すサインを発している人の存在に気づき、相談につなぐことができるよう啓発をしていきます。

4. 生きることの阻害・促進要因への支援

自殺のリスクが高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、経済的安定等の生きることの促進要因よりも、失業や多重債務、生活困窮、病気、孤独等の生きることの阻害要因が上回ったときと考えられます。そのため、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させることが重要です。本市ではこの2つの要因への支援強化に努めます。

(1) 自殺リスクの高い人への支援の強化

自殺リスクの高い人は、様々な社会的要因を抱えていることがほとんどです。何かのきっかけで各窓口に来た際には、当該窓口で対応可能な問題について早急に対応するのはもちろんのこと、対応が難しい問題についても、必要に応じて適切な窓口・相談機関へつなげることで、生きることの阻害要因を減らしつつ、促進要因を増やしていきます。

また、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業などの地域共生社会の実現に向けた取組や、生活困窮者自立支援制度、孤独・孤立対策、精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高め、支援が必要な人に必要なサポートを届けることができる、誰一人取り残さないまちづくりを促進します。

(2) 自殺未遂者への支援

自殺を試みるほど追い込まれている自殺未遂者の方については、既遂リスクが高まることが懸念され、医療と地域の連携による包括的な未遂者支援の強化や、自殺未遂者について、生活上の課題などの確認をする体制の整備が必要です。

また、必要に応じて自殺未遂者を円滑に精神医療へつなげるための医療連携体制や、様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制が求められ、本市においても引き続き、関係機関との連携強化に努めます。

併せて、家族等の身近な支援者に対する支援についても充実が求められ、今後、継続的なケアができる体制の整備に努めます。

(3) 遺された人への支援

大切な方を自死で失うという経験をされた自死遺族は、心に深い苦しみを抱えており、心のケアが必要です。また、学校や、職場等での遺族等に寄り添った事後対応の促進や、ヤングケアラーとなっている遺児等への支援が求められるほか、遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援体制の整備が重要です。

また、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。市、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めていく必要があります。

5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

未来ある未成年の自殺は大変痛ましいものです。そのような事態を招かないために、児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を早い時期から身につけることが重要です。学校での人間関係や障がいなど、児童生徒が生きづらさを抱える原因は様々であることから、将来の自殺リスクの低減や自殺予防を図るため、SOSの出し方に関する教育や、誰でもうつ状態になる可能性があるという我が事としての意識の醸成、精神疾患への正しい理解、障がいの早期発見や適切なサポート等、心の健康の保持に係る教育等の推進が求められています。

また、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育は、将来の自殺リスクを減少させる一助となることが期待されています。本市では引き続き、教育相談事業の推進や、課題解決支援の充実を図り、子どもがSOSを出しやすい環境の整備に努めます。併せて、教職員等に対しても、SOSを受け止められる体制の構築や、知識や技術の普及啓発に努めます。

II. 重点施策

1. 子ども・若者への支援

我が国の自殺者数は、社会全体としては低下傾向にある一方、未成年者（18歳未満）の自殺死亡率は増加傾向となっています。コロナ禍の影響も相まって、令和4年には小中高生の自殺者数は過去最多となりました。本市においては若年層（特に男性の20～39歳）の自殺者割合が高いことから、若年層の自殺対策が課題となっています。

児童期では、子ども自身が置かれた状況を客観的に捉えることができず、SOSを出すきっかけが掴みづらいことから、虐待や貧困、ヤングケアラー等、家庭内での問題や子ども自身の精神状態が顕在化しにくいとされています。文部科学省により、平成30年度からSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれており、本市においても信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標として施策を推進していく必要があります。

ライフステージや立場ごとに置かれている状況や自殺に追い込まれている事情が異なることを踏まえ、支援を必要とする若者が漏れないよう、その人が置かれている状況に沿った施策を実施することが必要です。併せて、将来への自殺リスクを低減させることにつなげるためにも、身近な人に相談できる環境を作り、児童生徒や若者が受ける強い心理的負担へ対処できる環境の整備が求められています。

また、妊娠期からの子育て期間中の切れ目ない支援、障がいの早期発見・早期対応、支援者間の連携、若年層が相談しやすい相談窓口の周知等の推進も重要となっています。

これらの課題を踏まえ、本市では、「豊かな心を育むひまわりプラン推進事業」や「青少年相談業務」等を通じて、子ども・若者が抱える悩み等に柔軟かつ適切な対応を行い、自殺リスクの早期発見に努めます。

2. 高齢者への支援

周囲の人々とのつながりの希薄化や健康問題等により、閉じこもりや孤独・孤立状態に陥ることで自殺のリスクを抱える高齢者への支援が必要となっています。特に、高齢者は、配偶者を含め家族や親族との死別、離別などをきっかけに孤独・孤立状態となることが多くなる傾向にあります。

また、経済的にも精神的にも強い負担を請け負う8050問題など、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

地域包括ケアシステムと連動した事業の展開を図ることや、多様な背景や価値観に対応した支援や働きかけを行い、高齢者やその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わることで生きがいを感じられるような地域づくりを推進することが必要です。

今後は、「介護予防普及啓発事業」や「生活支援体制整備事業」等を通じて、地域とのつながり、生きがい、健康づくり活動を促進し、高齢者への包括的な支援を実施します。

3. 生活困窮者、勤務・経営に関する悩みへの支援

労働者や経営者は、過重労働、職場の人間関係、経営不振、社会情勢等、様々な要因で悩みを抱え、心身の健康が損なわれやすいとされています。近年では、被雇用者の職場におけるパワーハラスメントや長時間労働を一因とする自殺の発生もあり、自殺リスクを生まない職場環境の整備が求められています。

また、職場での勤務問題をはじめとし、それに伴う家庭の不和、生活困窮などが引き起こされた結果、自殺のリスクが高まってしまうという実態もあります。本市においては30歳から60歳代の働き盛りの世代の自殺者が多くなっていることから、職場におけるメンタルヘルス対策や長時間労働・ハラスメント対策、働き盛り世代の人の健康的な生活習慣の定着、企業経営に関する相談支援等が必要となっています。

一方、失業・無職によって生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもり等多岐にわたっており、それらの要因により必要な支援や補助等を受けることができず、自殺リスクを抱える人もいます。そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、必要な支援へとつなぐ体制を強化し、包括的な支援を提供することが重要となります。

これらの課題を踏まえ、本市では、「市民相談事業」や「自立相談支援事業」等を通じて、自殺リスクにつながりかねない複合的な問題を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援につなげます。

Ⅲ. 生きる支援に関連する施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
座間市自殺対策庁内連絡会の開催	自殺対策に係る調査研究の推進や情報の収集、整理、分析を行う。	地域福祉課				●
座間市自殺対策連絡協議会の設置	自殺対策推進のための関係機関や団体等の情報交換・連携に関する協議を行う。	地域福祉課				●
街頭補導業務	非行が心配される児童・生徒を主な対象とした声かけパトロールを行う。	こども育成課	●			
学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	こども育成課	●			
地域保健福祉サービス推進委員会	保健、医療、福祉等との連絡調整体制、支援体制を整備する。	地域福祉課				●
地域福祉補助事業	社会福祉協議会等の運営に助成し、地域福祉の向上と各種団体事業の充実を図る。	地域福祉課				●
民生委員等活動支援事業	民生委員児童委員の活動を支援し、その活性化と充実を進めることを通じて、地域福祉の向上を図る。	地域福祉課	●	●	●	●
保護司会活動事業	保護司会の運営を援助し活動の活性化を図るとともに、地域福祉の向上、充実を図る。	地域福祉課	●	●	●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
地域包括ケアシステム推進	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を目指す。	長寿支援課		●		
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、保健師、看護師といった専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、介護予防の取組を総合的に支援する。 （１）住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施。 （２）身体能力低下のある高齢者の生活実態把握。 （３）実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施。 （４）支援に関わるボランティア等への研修。	長寿支援課		●		
地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談業務、地域ケア会議の開催、高齢者の介護予防に資する活動を行う。	長寿支援課		●		
介護者のつどい（認知症カフェ）	介護を受ける当事者や介護従事者等が、地域で気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供するとともに地域での見守りの土壌を整備する。	長寿支援課		●		

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	長寿支援課		●		
在宅医療推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする協議会を開催し、在宅医療推進に関する協議を行う。	長寿支援課		●		
障がい児・者笑顔増進協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを構築する。	障がい福祉課				●
コミュニティ・スクール推進事業	推進協議会での研修や情報交換、保護者や地域住民への制度の周知等を通して、学校と家庭と地域が連携・協働する「地域とともにいる学校づくり」を目指す。	教育指導課	●			
こころ・ときめきスクール推進事業	学校が外部や地域の協力者を積極的に活用し、特色ある教育活動を継続的に展開することで、児童生徒の豊かな心の育成を図り、生き方を学ぶ教育につなげる。	教育指導課	●			

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
ゲートキーパー研修	市職員、教職員、保健医療関係者や市民等を対象としてゲートキーパー研修を行う。	地域福祉課 職員課				●
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	長寿支援課		●		
消防職員研修事業	消防職員に必要な知識、技術の向上を図るために必要な教育、研修及び講習等の対応を行う。	消防総務課				●
救急救命士養成事業	救急救命士養成時に救急業務高度化教育を学ばせることで検証体制の充実を図る。	消防管理課				●
ざま生涯学習宅配便	市民の要望に応じて、行政各部の職員等が地域に出向き市政の説明、専門知識を伝える講義、講習を行う。	生涯学習課				●

基本施策3 住民への啓発と周知

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
自殺予防週間・自殺対策強化月間	市民への啓発と周知・啓発物品の配布を行う。	地域福祉課				●
メンタルチェックシステム 「こころの体温計」	こころの健康状態のチェックシステムの利用案内と相談先の情報提供を行う。	地域福祉課				●
情報コーナー運営事業	市民への情報提供窓口として、各所属で保有する行政資料やその他の資料を収集、整理、保管し、閲覧等に供する。	市民広聴課				●
消費生活啓発事業	消費生活の安定向上のための啓発事業を実施する。	市民広聴課				●
しおり作成事業	障がい者手帳を取得された方に対して、利用できるサービスや制度を一覧にしたしおりを作成する。	障がい福祉課				●
障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	障がい福祉課				●

基本施策4 生きることの阻害・促進要因への支援

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 悩みへの支援 生活困窮者	
DV相談事業	配偶者等からの暴力被害者に対して相談や一時保護などの支援を行う。	人権・男女共同参画課				●
同和・人権啓発事業（人権啓発事業）	月1回（基本的に第2火曜日）、市役所1階相談室において、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による相談を実施する。 性的少数者の当事者が抱える様々な問題への理解を深める講座を開催する。	人権・男女共同参画課				●
消費生活相談事業	消費生活に関する相談全般に対する助言や、被害を受けた方の救済のあっせんをする。	市民広聴課				●
市民相談事業	日常生活での困りごと等の相談を窓口や電話で受けるほか、市民が抱える様々な悩みや問題の内容に応じた専門相談（弁護士による法律相談等）の機会を設ける。	市民広聴課				●
徴収の緩和制度としての納税相談	納期限までに納税することが困難な住民に対し、分割納付等の納税相談を行う。	債権管理課			●	
乳幼児健康診査	乳幼児の発育や栄養状態、予防接種の時期や種類など、必要な項目を定期的に確認する。	こども家庭課	●			

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
母子健康包括支援	妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に専門職（保健師等）の面接を全ての妊婦やその家族に行い、妊娠や出産、育児に関する情報提供・助言・保健指導を実施するとともに、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じた支援プランの策定を行う。アンケート等で家庭や経済的な課題、精神疾患の病歴等を把握した場合、継続的な支援のために必要な部署へつなぐなど、関係機関等への連絡調整を実施する。	こども家庭課	●			
未熟児訪問指導	正常な新生児に比べ生理的に未熟で、疾病にかかりやすく心身障がいを残すことが多い出生体重2,500g未満の未熟児とその保護者を対象とする。未熟児を養育する母親が訪問指導・育児支援教室を通じて家庭内で安心して養育が出来るよう支援する。	こども家庭課	●			
母子保健相談指導	親子相談、親子教室、赤ちゃん教室、育児相談、幼児教室、母親父親教室、新生児訪問指導等、事業内容により臨床心理士や保健師、助産師、栄養士等により保健指導を実施する。事業利用者に対し、継続支援が必要な場合は健診や相談、地区担当保健師による電話・訪問などでフォローする。	こども家庭課	●			

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭全てに訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行う。保護者の育児相談等に応じ、子育て支援に関する情報提供等を実施する。アンケート等で家庭や経済的な課題、精神疾患の病歴等を把握し、継続支援が必要な家庭については健診や相談、地区担当保健師による電話・訪問などを行う。	こども家庭課	●			
妊婦健康診査	妊婦や胎児の健康状態など必要な項目を定期的に確認する。	こども家庭課	●			
産婦健康診査	産後間もない時期にある産婦の身体的機能の回復や授乳の状況及び精神状態の把握等を行う。産後2週間、1か月健診時に2種類のアンケートを実施し、課題の有無のスクリーニングを行う。抽出された課題に対し医師等が聞き取り、精神科等の医療機関や行政の介入が必要な場合、連携しながら母子を支援する。	こども家庭課	●			
産後ケア事業	家族等から育児支援が受けられない者又は育児に不安を抱えている者で、育児支援を特に要する母子に、心身の安定と育児不安の解消を図るために実施するデイサービス事業と乳房ケア事業を実施する。各事業で不安が解消されないなど、必要に応じて継続支援を行う。	こども家庭課	●			

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
次世代育成相談事業	親の抱える育児上の疑問、不安、心配事に対し、専門相談員を配置し、関係機関と連携して対応する。	こども家庭課	●			
養育支援訪問事業	訪問による家事育児支援を実施する事により、安定した子どもの養育を目指す。(新規事業に移行予定)	こども家庭課	●			
子育て支援センター管理運営事業	子育て家庭が抱える育児不安等の解消を図るため、地域の身近な相談場所として市内3か所に子育て支援センターを設置している。	こども家庭課	●			
母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	こども家庭課	●		●	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	こども家庭課	●		●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	こども家庭課	●		●	
母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い。生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	こども家庭課	●		●	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	こども家庭課	●		●	
青少年相談業務	義務教育終了後から30歳未満までの青少年とその家族等を対象とした相談業務を行う。	こども家庭課	●			
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給を行う。	子育て支援課	●		●	
ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等の医療費の助成を行う。	子育て支援課	●		●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の入所及び管理運営事務	在園児の保護者相談を行う。	保育・幼稚園課	●			
清掃事業	高齢者・障がい者等の戸別訪問によるごみの収集を行う。	クリーンセンター		●		●
成人保健事業 (健康相談)	40歳以上の人を対象に身長、体重測定、血圧測定、栄養相談、その他健康に関する相談を行う。また、随時、電話での相談にも応じ、受診勧奨や当課事業等の情報提供を行う。	健康医療課				●
成人保健事業 (健康教育)	40歳以上の人を対象に生活習慣病の予防、健康に関する正しい知識の普及のため、年2回程度の健康講座や地域住民からの依頼の健康教育などを実施する。	健康医療課				●
成人保健事業 (食生活改善推進事業)	健康づくり及び食生活改善について、自主的な取組を推進するために、地域の核となって活動する人材(団体)を支援する。	健康医療課				●

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する生活困窮者 悩みへの支援	
成人保健事業 (健康ざま普及員活動推進事業)	市民が自ら健康を守り育てる活動として、地域に根差した健康づくりを推進できるよう、保健師が、座間市自治会総連合会の13地区自治会連合会から推薦された健康ざま普及員とともに健康づくり施策を実施する。	健康医療課				●
24時間健康電話相談	24時間対応による健康電話相談事業。主に医療機関の受診前後相談及び症状に応じた医療機関案内。また、栄養相談、メンタルヘルス相談、介護相談等も対応する。	健康医療課				●
国民年金	国民年金に関する届書、保険料免除申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	保険年金課				●
国民健康保険	国民健康保険加入手続きを行う。	保険年金課				●
自死遺族の会	自死遺族の会を年3回開催する。大切な方を自死で失った方々がつどい、それぞれの思いなどを語り合う場を提供し、自死遺族の心を支える活動を行う。	地域福祉課				●
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立の促進を図る。	地域福祉課			●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
住居確保給付金の支給	離職等の事由で経済的に困窮し、住宅を確保する必要がある方に対し給付金を支給する。	地域福祉課			●	
家計改善支援事業	生活困窮者に対して、家計の状況を適切に把握し、家計改善の意欲を高めることを支援する。生活に必要な資金の貸付けの紹介を行う。	地域福祉課			●	
就労準備支援事業	就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な問題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して行う。	地域福祉課			●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
子どもの学習支援事業	生活困窮者である子どもの学習支援を行う。また、子どもやその保護者に対し、生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う。進路選択やその他の教育、就労に関する問題についての相談に応じ、情報提供や助言をして、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課			●	
アウトリーチ等の充実による自立支援機能強化事業	アウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方を早期に支援につなぐ。また、集中的な支援を行うことで、自立支援を強化する。	地域福祉課			●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
座間市ひきこもりサポート事業	ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。また、利用可能な相談窓口や支援機関の情報を集約し、発信する。	地域福祉課			●	
無料職業紹介事業	事業所からの求人及び生活困窮者・被保護者を対象に求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をサポートする。	地域福祉課			●	
包括的支援体制構築ワーキンググループ	複合的な課題を抱える市民に対して、庁内の連携を図り、全ての人が生きることに希望を持てるよう生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みの整備などを行う。	地域福祉課	●	●	●	●
ホームレス状況調査	管内のホームレス状況について調査する。	地域福祉課			●	
生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を行う。	長寿支援課		●		
高齢者に関する総合相談事業	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に対応する。	長寿支援課		●		

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
認知症サポーターフォローアップ・認知症総合相談	介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための専門員による相談や認知症サポーターのフォローアップ機会を設定することで認知症についての正しい知識や接し方をより深く学び啓発する機会を設ける。	長寿支援課		●		
訪問型サービス（第1号訪問事業）及び通所型サービス（第1号通所事業）	事業対象者、要支援1・2の人に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防として訪問型サービス及び通所型サービスを提供する。	長寿支援課		●		
地域介護予防活動支援事業	住民の主体的な介護予防活動を担う人材の育成、活動団体の支援を行う。	長寿支援課		●		
介護予防普及啓発事業	高齢者が介護予防の取組を学ぶ教室等を開催する。	長寿支援課		●		
緊急通報システム電話貸与事業	専用の緊急通報電話機器及びペンダント（発信機）を貸与し、ひとり暮らし高齢者等が急病になった時にボタンを押すことで、緊急通報先（委託事業者）へ通報される。また、別の発信機では、ボタンを押すことで健康相談をすることができる。	長寿支援課		●		
ひとり暮らし高齢者登録事業	市内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者が「ひとり暮らし高齢者」として登録すると地区担当民生委員による訪問活動（見守り活動及び閉じこもり防止活動）が行われる。	長寿支援課		●		

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する生活困窮者 悩みへの支援	
老人クラブ団体への補助	老人クラブ連合会及び年間を通じて恒常的かつ計画的に会員の教養向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流等をする老人クラブ連合会に加入している老人クラブに活動費の助成をする。	長寿支援課		●		
介護保険制度	介護保険制度の普及に努める。	介護保険課		●		●
障がい福祉サービス	障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、居宅介護や、短期入所などのサービスを提供する。	障がい福祉課				●
地域生活支援事業	レスパイト目的で障がい者を預かる日中一時支援事業、障がい者の外出を支援する移動支援事業、在宅で入浴が難しい方への訪問入浴サービス事業、日中の活動の場として地域活動支援センター等がある。	障がい福祉課				●
障がい児通所支援事業	障がいのある児童や、障がいの疑いのある児童を対象に、療育を目的とした児童発達支援や放課後等デイサービスを提供する。令和5年10月に開所した児童発達支援センターが地域の中核的機能を担う。	障がい福祉課				●
障がい者虐待の対応	障がい者虐待で通報を受けた際に、事実確認や今後の支援の方向性について協議し、虐待の防止に努める。	障がい福祉課				●
計画相談支援事業	計画相談支援事業所が、障がい者が障がい福祉サービスを利用するにあたり、サービスの利用計画を作成するとともに、日常の困りごとの相談に乗る。	障がい福祉課				●

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
障がい者相談 委託事業	市の委託事業で、障がい福祉サービスの利用までに至っていない障がい者やその家族の日常の困りごとの相談に乗る。	障がい福祉課				●
生活保護法施行事務	被保護者就労支援事業、家計改善支援事業及び、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言を行う。	生活支援課			●	
生活保護における扶助事務	生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助。	生活支援課			●	
社会福祉法に定める現業を行う所員が行う事務	社会福祉法第15条第4項に規定するケースワーク業務（家庭等の訪問による生活状況の確認、生活をおくる際の必要な助言等を行う。）	生活支援課			●	
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に状況を確認して、必要な助成を行う。	生活支援課			●	
市営住宅事務	公営住宅の管理事務。	都市整備課			●	

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
豊かな心を育むひまわりプラン推進事業	「豊かな心を育むひまわりプラン」を推進するとともに、児童生徒が豊かな心を育むための様々な取組を行う。その1つとして、学校でQU※を実施し、その分析から児童生徒の学級生活の満足感等を把握する。	教育指導課	●			
学校図書館司書派遣事業	学校図書館書を全小・中学校に配置することにより、読書活動等を通して児童生徒の「豊かな心の育成」を図る。	教育指導課	●			
中学校部活動指導者派遣事業	市内中学校の部活動の充実を図るため、各校が必要とする、専門的技術を有する指導者を派遣することで、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。また、教員の負担を減らすことにもつながる。	教育指導課	●			
日本語指導等協力者派遣事業	日本語指導を必要とする児童生徒に対して、教員の指導に協力する者を派遣し、日本語指導や日本への適応指導の援助等を行うことで、児童生徒の学校での生活のしやすさにつなげる。	教育指導課	●			
教育相談事業	教育相談員、教育心理相談員、心理判定支援員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者等の電話・来所による相談を行う。また、巡回教育相談等、学校や教員の支援も行う。	教育研究所	●			

※QU…学級集団をアセスメントし、より適切な支援をするための補助ツール

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業及び取組	内容	担当課	重点施策			その他
			子ども・若者への支援	高齢者への支援	勤務・経営に関する 生活困窮者 悩みへの支援	
教育支援教室事業	教育支援教室「つばさ」において、心理的要因により学校生活に適應できない不登校児童生徒を対象に社会や集団に対する適應指導を行う。	教育研究所	●			

第6章 計画策定の経過

1. パブリックコメント（意見公募）の実施

【パブリックコメントの概要】

募集期間	令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）
配布・公開先	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市役所2階地域福祉課・市民情報コーナー ・各出張所（東出張所を除く） ・青少年センター ・市公民館、北地区文化センター ・図書館 ・各コミュニティセンター（ひばりが丘コミュニティセンターを除く）
対象者	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
提出対象	持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページから電子申請、LINE申請

【意見公募の結果】

公募結果	意見数 0件
------	--------

2. 会議の開催結果

【庁外】座間市地域保健福祉サービス推進委員会

開催日・場所	審議内容等
令和5年度 令和5年12月4日（月） 場所 市役所会議室	座間市自殺対策計画について ・計画素案について
令和5年度 令和6年2月8日（木） 場所 市役所会議室	座間市自殺対策計画について ・計画素案について

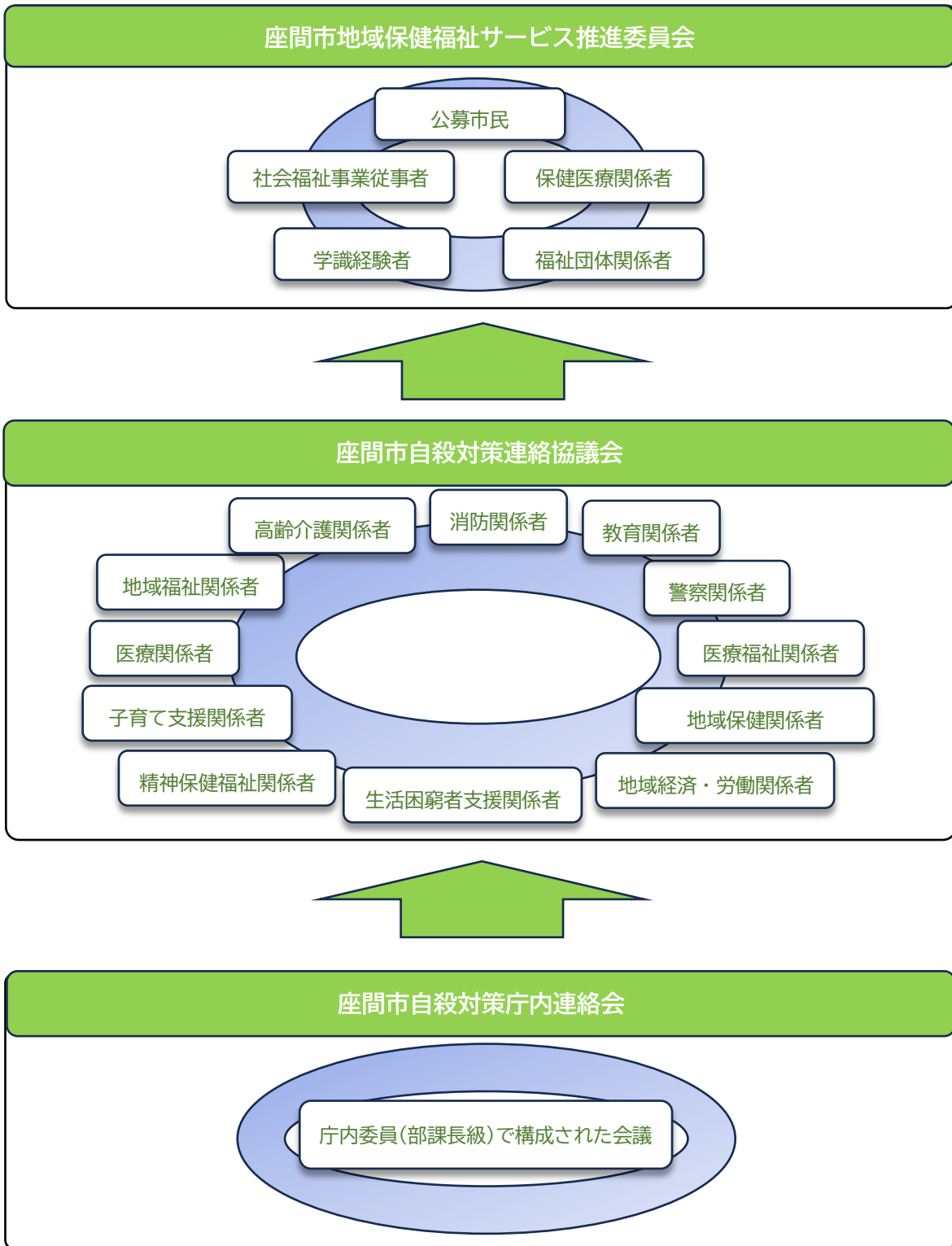
【庁外】座間市自殺対策連絡協議会

開催日・場所	審議内容等
令和5年度 令和5年11月14日（火） ※書面開催	座間市自殺対策計画について ・計画素案について

【庁内】座間市自殺対策庁内連絡会

開催日・場所	審議内容等
令和5年度 令和5年10月16日(木) ※書面開催	座間市自殺対策計画について ・計画素案について

■計画策定の経過のイメージ図



参考資料

1. 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

最終改正：平成28年法律第11号

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない

ない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2. 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査・死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死因検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーハートロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やフッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

(厚生労働省作成 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)

3. いのち支える自殺対策推進センターについて

いのち支える自殺対策推進センターは、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進し、常に自殺対策の現場を意識しつつ当事者や支援者との対話を繰り返しながら、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）が定める指定調査研究等法人として活動しています。

自治体の地域自殺対策を支援する活動の一環として、都道府県・政令指定都市の地域センターと連携し、年度ごとに自治体の先進優良事例を集めたデータベースを提供しているほか、地方自治体の地域自殺対策計画の策定を支援しています。

また、自殺に関する報道に触れてつらい気持ちになった読者や視聴者が、こころを落ち着けるためのWEBページ「こころのオンライン避難所」も公開しています。

ショッキングな情報に触れたことで心身につらさを感じている方、またはそうした人を支える周囲の方に向けて、情報から距離を置く対処法や心と身体の緊張を解く方法、悩みを抱えた方に声をかける際のポイント、相談窓口に関する情報などの情報が掲載されています。

4. 特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクとの協定について

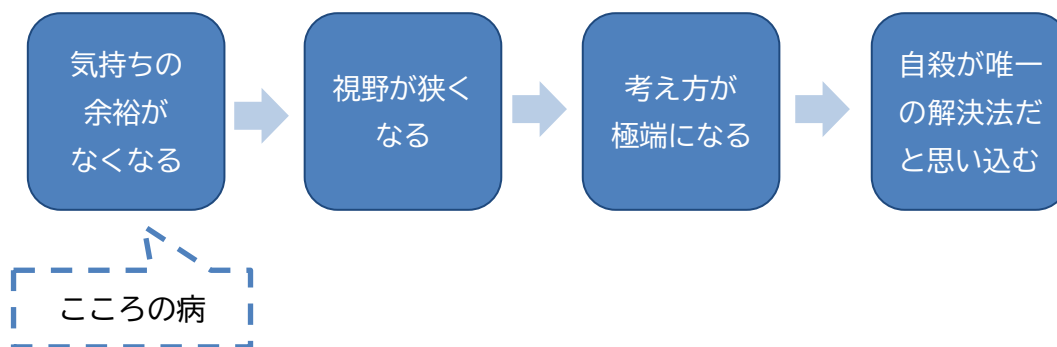
特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク（以下「ライフリンク」という。）は、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い社会を目指して、「つながり」をキーワードに、社会全体で自殺対策（生きる支援）を推進するために様々な事業や活動を行っています。

本市では、神奈川県内で初めて令和4年2月に自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業協定を締結しました。

ライフリンクがSNSなどで受けた相談において、相談者が座間市民の場合は必要に応じて市に情報提供をするなど、包括的な自殺対策支援につなげます。

5. 自殺に傾いている人の特徴とは？

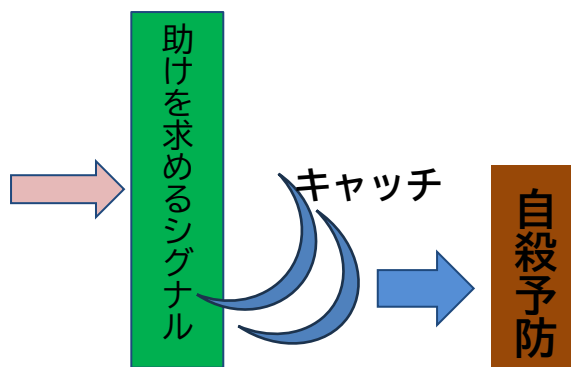
自殺に傾いている人の特徴



本当の気持ち

多くの人は、「死にたい」ではなく、困難な問題や苦痛から抜け出したい、終わらせたいと考えている

自殺を決意しているわけではなく、「生きること」と「自殺をする」の間で常に気持ちは揺れ動いている



資料：神奈川精神保健センター 2018 ゲートキーパー（こころサポーター）養成研修資料

座間市自殺対策計画（第2期）

令和6年度～令和10年度

発行日：令和6年3月

発行：神奈川県座間市

編集：座間市地域福祉課

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話046(255)1111（代表）

046(252)8247（直通）

FAX046(255)3550
